

今回のテーマ 中小企業経営強化税制の創設

平成 29 年度税制改正により、中小企業経営強化税制が創設されました。同税制の適用には、中小企業等経営強化法の認定が必要となります。

1. 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10% (資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%) の税額控除を選択適用することができます。

	現行制度	改正概要
中小企業投資促進税制	<p>【上乗せ措置】</p> <p>税額控除 7% (※10%) ・即時償却 先端設備 (A 類型)</p> <p>生産性が年平均 1% 以上向上 生産ライン等の改善に資する設備 (B 類型)</p> <p>投資利益率 5% 以上のパッケージ投資</p>	<p>【中小企業経営強化税制】⇒拡充</p> <p>税額控除 7% (※10%) ・即時償却 生産性向上設備 (A 類型)</p> <p>生産性が年平均 1% 以上向上 収益力強化設備 (B 類型)</p> <p>投資利益率 5% 以上のパッケージ投資</p>
	<p>【通常措置】</p> <p>※税額控除 7% ・ 30% 特別償却</p>	<p>【中小企業投資促進税制】</p> <p>【商業・サービス業活性化税制】</p> <p>※税額控除 7% ・ 30% 特別償却</p>
	※は、資本金 3,000 万円以下の法人等に適用	

指定期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間となります。

2. 一定の設備

類型	生産性向上設備 (A 類型)	収益力強化設備 (B 類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均 1% 以上向上する設備	投資収益率が年平均 5% 以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置 (160 万円以上 / 販売開始 10 年以内) ・ 測定工具及び検査工具 (30 万円以上 / 販売開始 5 年以内) ・ 器具備品 (30 万円以上 / 販売開始 6 年以内) ・ 建物附属設備 (60 万円以上 / 販売開始 14 年以内) ・ ソフトウェア (70 万円以上 / 販売開始 5 年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置 (160 万円以上) ・ 工具 (30 万円以上) ・ 器具備品 (30 万円以上) ・ 建物附属設備 (60 万円以上) ・ ソフトウェア (70 万円以上)
その他の要件	生産等設備を構成するものであること (事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません) / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと等	

3. 手続き

A 類型：販売開始時期と生産性要件について、工業会等から証明書を取得した上で、中小企業等経営強化法の認定を受ける必要があります。

B類型：経済産業大臣（経済産業局）による投資計画の確認を受けた上で、中小企業等経営強化法の認定を受けるという二つの手続きが必要になります。
